# 盛ほうさい

**DISASTER MANAGMENT NEWS** 

## 特 集:中央防災会議開催



中央防災会議(平成18年4月21日開催)



May 2006

5月号

第33号

#### Contents

2 巻頭言

福和伸夫 名古屋大学大学院教授

4 特集 中央防災会議開催

中央防災会議を開催

「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」について 東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震応急対策活動要領について 首都直下地震の地震防災戦略 都市型震災対策関係省庁局長会議 平成18年度総合防災訓練大綱 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改訂

**12** シリーズ「過去の災害に学ぶ」(第7回) 安政2年(1855)江戸地震

14 災害報告

伊豆東方沖での地震活動 海外の災害

平成18年豪雪による被害と対応等(続報) (寄稿)平成18年豪雪を振り返って

16 防災の動き

大規模災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会について 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定 アジア防災会議2006および第6回日韓防災会議を開催 早期警戒に関する第3回国際会議

20 Information

地震防災対策特別措置法を改正 平成17年における特定地域に係る激甚災害の指定等について 平成18年度税制特例措置及び融資制度の新設 3月~5月の動き 人事異動

### 巻頭言

# 「気づき」と「学び」から 始める身近な防災



名古屋大学大学院 環境学研究科 教授

### 

一 世紀前半に甚大な地震被害が予想されている。被害を抜本的に軽減しなければ、次の世代や国際社会への影響は計り知れない。予見できる災害を軽減することは私たち現役世代の責務である。被害の最大の原因は建物の損壊にあり、早期の耐震化が必要である。しかし、家屋は個人財産であり、耐震化の成否は、国民一人ひとりの意識に依存する。

何を進めるにも、ヒト・コト・モノ・カネの4極が大事になる。耐震化の推進には、住民の意識啓発、耐震化を促進する法・制度の整備、安価で効果的な補強工法の開発、補助制度を含む経済的なインセンティブ作りなどが必要となる。この中で、「意識」の問題が最も大きい。耐震化の大事さを認識すれば、自ずと制度整備、工法開発は進む。

意識啓発には、啓発の担い手作り、効果的な啓発手法の開発や防災教育、啓発のための教材作り、経済的なお得感、がポイントとなる。なかでも、啓発の担い手の役割が大きい。

び担当者・研究者の数は限られており、全国民を直接啓発することは難しい。住民と接する媒介者(マスメディア、消防団や自主防、防災リーダー、教師、農協や生協、商工会や労組、学生サークル)の意識に依存する。特に、マスメディアの影響力は大きい。私たちも、NSL(Network for Saving Life)というメディア・研究者・行政の研究会を作っているが、その啓発効果は高い。

地域での活動の核になるのが、お節介で人好きな「地域大好き人間」である。彼らは、防災に加え 防犯・環境・福祉など、安全・安心で人にやさしいまち作りを、日頃から楽しく進め、「防災と言わ ない防災」を実践してくれる。

が防災活動を始めるには、地震災害への「気づき」が必要である。気づけば、自ら「学び」、災害発生の原因を理解し、回避の方法を考える。ここまで来ればほぼ成功である。周辺の住民を巻き込み、互いに「対策」を考え「実践」が始まる。後は、「対策」→「実践」→「点検」→「改良」と、PDCA (Plan, Do, Check, Act) のサイクルが自然に回りだす。

問題は、「気づき」と「学び」のための、場と人と道具である。場として、地域を繋ぐ小中学校は最適である。全国に小中学校の教師だけで62万人もいる。土地勘もあり、話のプロだし、信頼もされている。国民運動の展開にはもってこいである。まずは教師の意識啓発、次に防災教育のカリキュラムや教材を作りたい。テキスト教材に加え、効果的な映像資料や実験教材、eラーニング教材も必要だ。わたしも「ぶるる」と名付けた耐震教材を作り、あちこちの小・中学校を回ってきたが、良い教材は効果的な教育に不可欠である。

各 地域では、町内会や自主防災会などの既存組織を活性化するとともに、まちの建築家を巻き込みたい。当然、行政も頑張る必要がある。私たちの調査では、耐震診断申込用紙をダイレクトメールで送り、住民へ直接アプローチすることが有効であると把握できている。地域住民、メディア、専門家、行政が一体となって、国民一人ひとりが身近な所から防災を考える環境作りをしたい。

最近、安全の足下が崩れている。安全は自分で作るものであることを誰もが再認識する必要がある。

## **一中央防災会議開催(4月21日 →**★文P4~P11参照)

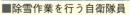


#### ▼ 平成18年豪雪による被害と対応 (➡本文P14~P15参照)

















■ヘリによる緊急輸送





■新潟県十日町市田麦地内で、4月12日に発生した 土砂崩れ(気温の急上昇に伴う雪解けが土砂災害 を誘発)→4月17日通行規制解除

写真提供:新潟県十日町地域振興局

# 中央防災会議を開催

平成18年4月21日、総理官邸において、中央 防災会議が開催されました。

議事については、まず、中央防災会議専門委員である福和名古屋大学教授から、国民運動としての日頃からの取組みを、実演も交えてご説明がありました。その後、委員による意見交換がありました。

次に、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を決定いたしました。この基本方針では、「安全・安心に価値を見出し行動へ」をキャッチフレーズに、自助、共助、公助の取組みによる継続的な国民運動を進めるための基本的な5つの視点を示しています。今後は、この基本方針に基づき、専門調査会において、いくつかのテーマを設けて、国民運動の具体的な推進手法を検討し、今年末までに提言を取りまとめることとしています。

また、首都直下地震について、「今後10年間で死者数を半 減、経済被害を4割減」という減災目標を掲げ、それを達 成するための具体目標と実施すべき対策を掲げた「首都直 下地震の地震防災戦略」を決定しました。今後は、関係地 方公共団体に対して、地震防災戦略を踏まえて各地域が対 策を推進していくための数値目標等の策定を要請するとと もに、3年ごとに達成状況のフォローアップを実施するな ど、減災目標の達成に向けて強力に対策を推進することと しています。さらに、首都直下地震発生後の救助活動、食 料・飲料水等の調達、緊急輸送活動等について、緊急災害 対策本部、関係省庁、関係地方公共団体等の具体的な役割 分担を定めた「首都直下地震応急対策活動要領」を決定し ました。今後は、部隊の派遣規模や応援物資の量、緊急輸 送ルート、首都中枢機能の継続性確保のための対策等につ いて、本年秋頃を目途に具体的な計画を策定し、応急対策 について関係機関の活動の具体化を図ることとしています。

続いて、「東海地震応急対策活動要領」およびそれに基づく具体的な計画の修正について決定しました。東海地震の応急対策活動要領は平成15年12月に、活動要領に基づく具体計画は平成16年6月に策定していますが、今回は突発型の計画を追加するとともに、消火活動について必要な消火部隊の規模を改めて算出し直すなどの修正をいたしました。今後は、訓練等を通じて活動要領の検証を行い、必要に応じて修正するなど、東海地震対策の更なる充実を図ることとしています。

次に、先の中央防災会議で決定した「東南海・南海地震 対策大綱」に基づき、災害発生時における政府の広域的活 動の手続き、内容等を具体化した「東南海・南海地震応急



■模型実演を見る小泉総理大臣(中央防災会議 4月21日)

対策活動要領」を決定しました。活動要領では、救助・救 急・医療・消火活動、食料・飲料水等の調達、緊急輸送の ための交通の確保・緊急輸送活動などの応急対策活動を定 めています。今後は、部隊の派遣規模や応援物資の量、緊 急輸送ルートなどについて具体的な計画を策定することと しており、本年夏までを目途に応急対策期の関係機関の活 動について具体化を図ることとしています。

さらに、「首都直下地震避難対策等専門調査会」の設置について決定しました。専門調査会では、平成17年9月に中央防災会議で決定した「首都直下地震対策大綱」において示された、疎開・帰省の奨励・斡旋、ホテル・空き家等の活用などの避難対策や、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底、企業・学校の協力による一定期間の収容など帰宅困難者対策について、具体化を図ることとしています。今後は、速やかに専門調査会の検討成果を取りまとめ、中央防災会議に報告することとしています。

続いて、「平成18年度総合防災訓練大綱」を決定しました。総合防災訓練大綱は、防災訓練を総合的かつ計画的に 実施する際の指針を示し、より多くの国民が防災に関する 意識を高めることができるよう、各年度において訓練を実 施する際の基本的な考えを示すものです。今年度の訓練大 綱の特徴は、首都直下地震や突発型東海地震の新たな活動 要領に基づく訓練の実施、災害被害を軽減する国民運動に 寄与する訓練の実施、災害時要援護者の避難訓練の充実の 3点となっています。

また、報告事項として「都市型震災対策関係省庁局長会 議報告」と「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が 事務局より説明されました。

最後に小泉総理大臣から、本日、福和教授の話を聞き、 また実演までしていただき、耐震化等を推進することが重 要であることがよくわかった。今後も、より一層効果的な 防災対策を進めてもらいたい、との指示がありました。

# 「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」について

平成18年4月21日に総理官邸において中央 防災会議が開催され、「災害被害を軽減する 国民運動の推進に関する基本方針」が決定さ れました。

この「基本方針」とは、減災のための取組 みを国民の皆さんにどのように着手していた だくかについて、昨年7月から、中央防災会 議に「災害被害を軽減する国民運動の推進に 関する専門調査会」を置いて、各界各層の有 識者から先進事例の紹介を受けながら、議論 を進めてきたものを取りまとめたものです。

今後はこの「基本方針」に沿って、専門委 員会でいくつかのテーマを設けて国民運動の 具体的な推進手法を検討し、今年末までに提 言を取りまとめることとしています。

#### 「基本方針」の概要

災害被害を軽減するためには、行政による「公助」だけでなく、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティなどによるたすけ合いの「共助」が必要です。このため、個人や家庭、地域、企業などがそれぞれに減災のための具体的な取組みをして頂く必要があり、このことを国民運動として進めることを目指しています。

この「基本方針」では、「安全・安心に価値を見出し行動へ」をキャッチフレーズに、 右図のような5つの柱を示しています。



■「基本方針」を沓掛防災担当大臣に手交する樋口 専門調査会座長

#### 真の減災社会の実現のためには・・・

個々人の自覚に根ざした自助

地域コミュニティ 等による共助

行政による公助



#### 基本方針の5つの柱

- 1 防災(減災)活動へのより広い層の参加(マスの拡大)
- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組(地域の祭りなどに防災の コーナーなど)
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫(警報が発令された場合を想定した実践的訓練など)
- (3)地域における耐震補強の取組の面的な広がりの推進(先行的な地域から面的な広がりを)
- (4) 防災教育の充実(小中高校における充実、大学での防災セミナー、公民館の活用など)
- (5)トップから一人一人まで参加者への動機づけ(減災活動のキーマンの発掘など)

#### 2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供 (良いコンテンツを開発)

- (1)多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実 (絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲームの活用など)
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実 (シミュレーション映像や記念碑など)
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底(ハザードマップの周知など)

#### 3 企業や家庭等における安全への投資の促進 (投資のインセンティブ)

- (1)企業や家庭等における安全への投資の促進(防災関係の展示会や見本市等の推奨など)
- (2)ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
- (防災をまちの魅力としてPR、「守る防災から攻める防災へ」の意識醸成など)
- (3)事業継続計画(BCP)への取組の促進(企業だけでなく行政等も推進)

#### 4 より幅広い連携の促進

#### (様々な組織が参加するネットワー?

- (1)企業と地域社会の連携(救援や物資の提供に資する新たな連携など)
- (2)様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (国、自治体、学校、公民館、PTA、企業、ポランティア団体の連携など)
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス(新しい媒体の活用等)
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的な連携 (地域の平時の減災のプログラムへの積極的な参画等を訴求)

## 5 国民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的な実践 (息の長い活動)

- (1)国民運動の継続的な推進枠組みの形成(全国的な枠組み作りと記念日等の活用など
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
  - (国、自治体、町内会、PTA、婦人会、青年会議所、地域の経済団体等の各団体、企業等が参加)
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰(多数の応募者の防災活動を経年的に促進)
- (4)人材育成のためのプログラムの開発(キーとなる人材の育成プログラムの開発など)
- (5)インセンティブの拡大の検討(自発的で持続的な防災への取組のために)

# 東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震 応急対策活動要領等について

平成18年4月21日の中央防災会議において、 東南海・南海地震および首都直下地震応急対策活 動要領が決定されました。また、東海地震応急対 策活動要領については、平成15年12月の決定以 来、図上訓練等で得られた成果等を踏まえて修正 が行われました。なお同要領に基づく具体的な活 動内容に係る計画(以下「具体計画」と言う)に ついても、中央防災会議幹事会において、突発型 の計画を追加する等の見直しが行われました。

東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震につ いては、すでに対策のマスタープランとなる大綱が策 定 (東海地震対策大綱:平成15年5月策定、東南海・ 南海地震対策大綱:同年12月策定、首都直下地震対策 大綱:平成17年9月策定)されているところですが、 大綱には、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講 じるため、災害発生時における政府の広域的活動の手 続き、内容等を具体化した応急対策活動要領を策定す ることと記述されており、この記述を踏まえて、平成 15年12月に東海地震応急対策活動要領が、さらに平成 16年6月に具体計画が策定されていたところです。な お、具体計画とは、応急対策活動要領において別に定 めるとされている救助活動、消火活動、医療活動、物 資調達、輸送活動について、被害想定に基づく必要量 を踏まえた定量的な活動内容を計画したもので、中央 防災会議幹事会で申し合わせているものです。

今般、平成18年4月21日の中央防災会議において、 東南海・南海地震及び首都直下地震応急対策活動要領 が決定されました。また、東海地震応急対策活動要領 については、同年1月の図上訓練で得られた成果等を 踏まえて修正が行われ、具体計画についても、中央防 災会議幹事会において、従来までの予知型の計画に加 えて、突発型の計画を追加する等の見直しが行われま した。

以下では、東南海・南海地震及び首都直下地震応急 対策活動要領の概要を、また、東海地震応急対策活動 要領及び具体計画の修正概要を紹介します。

#### 東南海・南海地震応急対策活動要領

#### 1. 政府の活動体制

・緊急災害対策本部を設置する(設置場所は、官邸内とする)。

・緊急災害現地対策本部(以下「現地対策本部」と言う)を設置する(設置場所は、愛知県、大阪府、香川県とする)。各現地対策本部の管轄区域は、愛知県に置く現地対策本部が岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の区域とし、大阪府に置く現地対策本部が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域とし、香川県に置く現地対策本部が徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域とする。なお、現地対策本部の管轄区域外の東南海・南海地震防災対策推進地域の存する県の区域については、緊急災害対策本部が直接応急対策活動に係る指示・調整等を行う。

#### 2. 救助・救急・医療・消火活動

関係都府県に対する広域的応援として、救助・救急活動及び消火活動の実施及び要員の派遣を行うとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・救護班の派遣、広域医療搬送を行う。

#### 3. 食料、飲料水等の調達

主要な物資を中心とした調整体制の整備を行うとともに、緊急度、重要度に応じた調達活動等を行う。

#### 4. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- ・交通の確保のため、道路交通規制、道路の応急復旧、 航路障害物の除去等を行う。
- ・緊急輸送活動として、自動車運送事業者に対する緊 急輸送の要請を行うとともに、船舶、航空機を用い た緊急輸送を行う。

#### 首都直下地震応急対策活動要領

#### 1. 政府の活動体制

- ・緊急災害対策本部を設置する(設置場所の優先順位は、①官邸、②中央合同庁舎5号館、③防衛庁、④立川広域防災基地とする)。
- ・現地対策本部を設置する(設置場所は、現在東京湾 有明の丘地区に建設中の東京湾臨海部基幹的広域防 災拠点施設とする。「有明の丘」の供用前や供用後 でも被災により使用不能である場合の設置場所は、 早急に検討することとする)。現地対策本部の管轄 区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の区域 とする。

#### 2. 首都中枢機能継続性確保のための活動

・首都中枢機関は、地震発生後、職員およびその家族 の安否確認を行った上で、直ちに要員が参集し、必 要に応じてバックアップシステムに切り替える等首 都中枢機能の継続のための体制を整え、事業継続計 画 (BCP: Business Continuity Plan) に基づき的 確に活動を開始する。

・緊急災害対策本部及び現地対策本部は、首都中枢機 能の機能維持のため、情報を収集・分析して支援策 を検討の上、必要な措置を実施する。

#### 3. 救助・救急・医療・消火活動

関係都県に対する広域的応援として、救助・救急活 動及び消火活動の実施及び要員の派遣を行うととも に、災害派遣医療チーム (DMAT)・救護班の派遣、 広域医療搬送を行う。

#### 4. 食料、飲料水等の調達

主要な物資を中心とした調整体制の整備を行うとと もに、緊急度、重要度に応じた調達活動等を行う。

#### 5. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- ・交通の確保のため、道路交通規制、道路の応急復旧、 航路障害物の除去等を行う。
- ・緊急輸送活動として、自動車運送事業者に対する緊 急輸送の要請を行うとともに、船舶、航空機を用い

た緊急輸送を行うほか、東京湾臨海部基幹的広域防 災拠点 (東扇島地区) における緊急輸送活動の支援 を行う。

#### 東海地震応急対策活動要領および具体計画

東海地震応急対策活動要領については、情報集約体 制について、平成18年1月の図上訓練の成果を踏まえ た指定行政機関等からの情報集約体制が追加されたほ か、医療活動について災害派遣医療チーム(DMAT) の体制整備に伴う所要の修正が行われました。

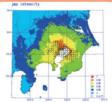
具体計画については、東海地震は、わが国で唯一直 前予知が可能な地震とされていますが、自然現象であ るため、突発的に地震が発生してしまうことや、警戒 宣言発令後、準備行動を開始したとしても準備行動が 完了する前に地震が発生してしまうことも当然想定さ れます。このため、従来までの、警戒宣言が発せられ、 地震発生までに準備行動が完了していることを前提と する予知型の計画に加え、警戒宣言が発せられず、突 発的に地震が発生した場合の突発型の計画を追加する 等の見直しが行われました。

#### 首都直下地震応急対策活動要領について

平成18年4月中央防災会議決定

#### 背景

- ▶ 首都直下地震対策大綱(平成17年9月)
- ・政府の広域的活動の手続き、内容等を具 体化した活動要領の策定
- ・被害想定に基づき、あらかじめ地域ごと の派遣内容や必要量等を計画
- ▶主な対象地震:東京湾北部地震(M7.3)



M7.3の東京湾北部地震の震度分布

#### 政府の活動体制

#### ▶緊急災害対策本部の設置

設置場所の優先順位

- ①官邸 ②中央合同庁舎5号館 ③防衛庁 ④立川広域防災基地
- ▶緊急災害現地対策本部の設置

東京湾臨海部基幹的広域防災拠 点施設(有明の丘地区)

※「有明の丘」の供用前、使用不能 時の設置場所は早急に検討



#### 首都中枢機能継続性確保のための活動

#### ▶首都中枢機関

- ・職員及びその家族の安否確認、直ちに要員の参集
- ・首都中枢機能継続のための体制を整え、BCP(Business Continuity Plan)に 基づき活動を的確に実行

#### >緊急災害対策本部、現地対策本部

・首都中枢機関の機能継続のため、情報を収集・分析して支援策を検討の上、 必要な措置を実施

#### 主な応急対策活動

各省庁等の役割を明記

- ○救助・救急・医療・消火活動 (警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁、厚生労働省、文部科学省)
- <関係都県に対する広域的応援>
- ・救助・救急活動の実施及び要員 の派遣
- 災害派遣医療チーム(DMAT)・ 救護班の派遣、広域医療搬送
- ・非被災道府県に対する消防応援
- の要請



- ○食料、飲料水等の調達
- (厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁、防衛庁、海上保安庁)
  - ・主要な物資を中心とした調 整体制の整備
  - ・緊急度、重要度に応じた調 達活動



- ○緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (警察庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、防衛庁、消防庁)
  - く交通の確保>
  - •道路交诵規制
  - 道路の応急復旧
  - 航路障害物の除去
- <竪魚輸送活動>
- ・自動車運送事業者等に対する緊 急輸送の要請
- ・船舶・航空機を用いた緊急輸送
- •東京湾臨海部基幹的広域防災拠 点(東扇島地区)における緊急輸 送活動の支援



※活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画については今後とりまとめ

# 首都直下地震の地震防災戦略

平成18年4月21日の中央防災会議において、首都直下地震の地震防災戦略が決定されました。2015年までの10年間で、11,000人と想定されている死者数を半減させ、経済被害額の112兆円を70兆円に4割減らすことを減災目標としています。このため、住宅・建築物の耐震化率を約75%から約90%とすることや大企業のほぼすべてで事業継続計画(BCP)を策定することなどの具体目標が掲げられました。今後、同戦略を踏まえ、首都直下地震の被害軽減へ向けた政府・地方公共団体一体となった取組みを一段と加速させていくことになります。

#### 首都直下地震の地震防災戦略の概要

首都直下地震の地震防災戦略においては、減災目標として、2015年までの「今後10年間で死者数を半減、経済被害額を4割減させる」ことを掲げ、風速15m/sの場合で死者数約11,000人を約5,600人に、経済被害額約112兆円を約70兆円に、風速3m/sの場合で死者数約7,300人を約4,300人に(約4割減)、経済被害額約94兆円を約60兆円にするとしています。

死者数の減少においては、特に火災による死者数の減災効果が大きく寄与しています。具体目標として掲げている、住宅・建築物の耐震化率を約75%から約90%にすること、密集市街地の不燃領域率を約40%以上にすること、自主防災組織率を72.5%から96%にすることにより初期消火率の向上を図ることで、風速15m/sの場合で約4,000人、風速3m/sの場合で約1,500人の死者数の減少が見込めるとしています。

住宅・建築物の耐震化率約90%へ向けての具体的な対策内容としては、国の基本方針の策定とそれに基づく地方公共団体の耐震改修促進計画の作成、住宅・建築物耐震改修促進事業、地域住宅交付金制度等による支援事業、耐震改修促進税制の活用等を掲げています。

経済被害額の減少においては、特に直接被害額であ

る復旧費用軽減額の減災効果が 大きく寄与しています。具体目標として掲げている住宅・建築物の耐震化率を約75%から約90%にすること、緊急輸送道路の橋梁の耐震化を概ね完了すること、耐震強化岸壁の整備率を「約55%から約70%にすることで、風速15m/sの場合で約26兆円、風

さらに、首都直下地震において は、間接被害が大きいことから、 大企業でほぼすべて、中堅企業で 50%以上が事業継続計画 (BCP: Business Continuity

速3m/sの場合で約19兆円の被害

額減少が見込めるとしています。

Plan)を策定することで、生産活動停止による被害に対する減災効果を、風速15m/s、3m/sいずれの場合にも約4兆円減が見込めるとしています。

このほか、減災目標の達成のためには、地方公共団体の参画と連携が不可欠であることから、国は、首都直下地震、特に東京湾北部地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体に対して、首都直下地震の地震防災戦略を踏まえて、数値目標、達成時期、対策の内容等を明示する地域目標の設定を要請しています。

#### 今後の課題

今後の課題として膨大な数の発生が予測されている 避難所生活者及び帰宅困難者の問題が残っています。 これらの生活支障については、今後、軽減方策を具体 的に検討する必要があり、その検討の場として、同日 の中央防災会議において、首都直下地震避難対策等専 門調査会の設置が決定されました。

また、首都中枢機能に障害が発生すると、わが国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定されます。このため、首都中枢機能の継続性確保を目的とし、関係機関による目標の具体化を図ることとされました。

#### 首都直下地震の地震防災戦略について

平成18年4月中央防災会議決定 今後10年間で経済被害額(想定)を4割減 【減災目標】今後10年間で死者数(想定)を半減 【減災目標】 · 風速15m/s ・風速15m/s 約11,000人→約5,600人(半減) ・風速3m/s 約7,300人→約4,300人(4割減) 約112兆円→約70兆円(4割減) 約94兆円→約60兆円(4割減) • 風速3m/s 具体目標 旦体日標 減災効果 減災効果 住宅・建築物の耐震化:耐震化率 75%→90% 復旧費用軽減対策: 復旧費用軽減額 ・耐震改修促進計画の策定 住宅・建築物の耐震化率 緊急輸送道路の橋梁の両 耐震強化岸壁の整備率 建物倒壊による死者軽減数 住宅·建築物耐震改修等事業、地域住宅 ・風速15m/s 約26兆円減 ・風速3m/s 約19兆円減 ・住宅・建築物の耐震化、火災対策等・交通施設の耐震補強 (うち、家具の固定 約100人滅) 家具の固定:家具の固定率 \*\*\* 「住宅における地震被害軽減の指針」( 普及 ホームページ、パンフレット等によるPR 生産活動停止による被害軽減額 約4兆円減 建物被害の軽減による企業の生産活動 の維持 密集市街地の整備:不燃領域率 40%以上 火災による死者軽減数 の推行 事業継続ガイドラインに基づく事業継続 ・建築物の不燃化、共同化による建替 ・延焼遮断帯(防災環境軸を含む)の形成 ・避難地、避難路の整備 ·風速15m/s 約4,000人減 ·風速3m/s 約1,500人減 交通寸断による被害軽減額 初期消火率の向上: 自主防災組織率 約0.7兆円減 ・住宅・建築物の耐震化、火災対策等
・交通施設の耐震補強

→がれき発生減等による交通規制の
早期解消 自主防災組織の育成・充実 防災教育の推進 急傾斜地崩壊危険箇所の対策 急傾斜地の崩壊による災害から 保全される戸数 約1.3倍 全国・海外への経済波及の軽減額 急傾斜地崩壊による死者軽減数 ・風速15m/s 約11兆円減 ・風速3m/s 約10兆円減 約100人減 ・急傾斜地崩壊対策事業の実施・土地利用誘導

# 都市型震災対策関係省庁局長会議

平成17年7月23日に発生した千葉県北西部を震源とする地震を契機に開催を決定した都市型震災対策関係省庁局長会議は、平成18年4月14日に第3回会議を開催し、震度情報、鉄道運行、エレベーター等それぞれの課題に対する具体的な対策に係る検討結果及び引き続き検討すべき課題についての最終の取りまとめを行い、これまでの検討で得た結論を着実に推進すること、また、引き続き検討を要する課題については早急に結論を得て対策を強力に推進していくことを確認しました。取りまとめ結果は、4月21日の中央防災会議に報告しました。

以下では、主な課題について、その検討結果及び対策について紹介します。

#### 震度情報に関して

自治体震度情報ネットワークの迅速な送信を確保する 課題については、消防庁と気象庁とが連携して取組んでいる「次世代震度情報ネットワークのあり方検討会」に おいて、震度計を適正に配置すること、都道府県単位で の迅速・確実な取りまとめを行うこと、国等の防災機関 へ迅速・確実な伝達を行うこと、住民等へきめ細やかな

情報伝達をすること等を内容とする整備方針 を取りまとめました。

震度観測未入電や未設置地域の震度を補完する課題については、気象庁において、震度観測点のない島・沿岸部に近い海域で発生した浅い地震に対する震度推計精度向上のための関連ソフトを開発しており、平成18年度に導入を予定しています。

#### 鉄道運行に関して

運行再開までの時間を短縮する課題については、地震計の増設を推進し、鉄道事業者が、当該地震計のうち基準に達したエリアのみ線路巡回を行うことによって早期の運転再開を図ることとしました。

輸送障害発生時の乗客等への情報提供に 関する課題については、関東地区の鉄道事 業者で構成する「輸送障害発生時の対応検 討会」での検討結果を管内の鉄道事業者へ 通知し、自主的な取組みを促すとともに、 他の地方運輸局に対し、関東運輸局での取 組みを踏まえ、各地域の実情等に応じた取 組みを行うことを指示しました。

#### エレベーターに関して

閉じ込め防止、早期復旧及び混乱防止に 係る対策については、社会資本整備審議会 建築分科会第4回建築等事故・災害対策部 会において、地震動を感知し最寄階にかご を停止させドアを開放する機能を義務化す ること、講習を受けた建物管理者や他の保守会社により閉じ込めからの早期救出を図ること、地震時のエレベーターの運行方法等について利用者に対し周知を図ること、地震時のエレベーターシャフト内の状況の自動診断により仮復旧させるシステムの開発をすること等を内容とする「エレベーターの地震防災対策の推進について」を取りまとめました。

#### ■都市型震災対策関係省庁局長会議の検討結果■

#### 経緯

福岡県西方沖を震源とする地震 (H17.3.20) 千葉県北西部を震源とする地震 (H17.7.23) 宮城県沖を震源とする地震 (H17.8.16)



平成17年7月28日〜 局長会議を開催

平成18年4月14日 局長会議で検討結果の最終とりまとめ

#### 震度情報

- ○自治体震度情報ネットワークの整備方針とりまとめ
  - ・震度計の適正配置
  - ・都道府県単位での迅速・確実なとりまとめ
  - ・国等への迅速・確実な伝達
  - ・住民等へのきめ細かな情報伝達
- ○自治体震度計データの入電状況把握体制の強化
- ○観測点のない地域に対する震度推計精度向上のソフト開発

#### 鉄道運行·道路

- ○地震計増設等により点検エリアを細分化
  - 早期の運転再開(鉄道)、きめ細かな通行規制や速やかな規制解除(高速道路)
- ○「対応状況を知らせる」などきめ細かい情報提供(列車内、駅/道路情報板等)

#### エレベーター

- ○P波感知型地震時管制運転装置の義務化
- ○ドア開放検知による安全装置等の改良等
- ○「閉じ込め時リスタート運転機能」の開発
- ○保守員と管理センターの連絡手段の多様化等体制整備
- ○講習を受けた建物管理者や他の保守会社による早期救出
- ○開錠キーの消防への提供
- ○地震時のエレベーターの運行方法等について利用者へ周知 等

#### 建築物の地震対策

- ○天井崩落防止対策(振れ止めの設置、クリアランスの確保等)を指導
- ○窓ガラス落下防止対策 (ガラスフィルムの貼付、網入りガラスへの交換等)を指導

#### 電話輻輳

○携帯電話の音声通話とパケット通信(メール、伝言板)の分離規制の導入

#### 断 水

○老朽化した配水管等の耐震化

#### 中央防災会議

# 平成18年度総合防災訓練大綱

#### 訓練大綱が中央防災会議で決定

災害が発生した場合においては、国の行政機関、地 方公共団体、その他の公共機関が一体となって、国民 と連携しつつ対応することが求められています。

いつどこでも起こりうる災害に備えて、防災関係機 関の災害応急に関する準備の検証・確認と国民に対す る防災意識の高揚を図っていく必要があり、このため、 防災訓練は、きわめて重要な意義を有しています。

去る4月21日に、中央防災会議は、「平成18年度総 合防災訓練大綱」を決定しました。

この総合防災訓練大綱は、平成18年度において、国 の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関などが 相互に連携して防災訓練を総合的かつ計画的に実施す る際の指針を示すとともに、防災訓練等を通じて、よ り多くの国民が防災に関する意識を高めることができ るよう、訓練を実施する際の基本的な考え方を示した ものです。

#### 平成18年度防災訓練大綱のポイント

#### ①新たな活動要領に基づく訓練

4月21日の中央防災会議において訓練大綱と同時に 大規模地震に備えた、新たな活動要領が決定されたの で、今年度は新たな活動要領に基づいて、以下の訓練 を実施することとしています。

地震発生時の応急対策活動について、新たに中央防 災会議で決定された、「首都直下地震応急対策活動要 領 | に基づく政府本部運営訓練を実施します。

東海地震においては、突発型地震に対応するため、 中央防災会議において新たに決定された「東海地震応 急対策活動要領」に基づき、東海地震(突発的に発生 した場合)を想定した政府総合図上訓練を実施します。

#### ②災害被害を軽減する国民運動に寄与する訓練

同じく、中央防災会議において、「災害被害を軽減 する国民運動の推進に関する基本方針 | が決定されま した。同方針においては自然災害からの安全、安心を 得るためには、行政による公助はもとより、個々人の 自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティー等に よる共助の取組みが必要であり、社会のさまざまな主 体が連携して減災のために活動することが必要とされ ております。

これを受け、今後は基本方針に沿って、国民運動の 具体的な推進手法を検討するとともに、訓練大綱では、 個人や家庭、地域、企業等が災害被害を軽減する「備 え」を実践する具体的な行動が進展するような国民運 動に寄与する訓練の工夫・充実を図ることとしており ます。

#### ③災害時要援護者避難訓練の充実

また、同日の中央防災会議では、平成17年3月に策 定された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」 の改訂について報告されておりますが、本大綱におい てはガイドラインの改訂を受けて、新たに、避難所で の支援、福祉避難所の立ち上げ等に関する訓練を各地 方公共団体等において訓練の項目に加えています。

#### 平成18年度政府防災訓練の概要

政府は本大綱に基づき、首都直下地震及び東海地震 (突発的に発生した場合)を想定した訓練を中心に、大 規模水害の発生を想定した水害対処訓練、原子力災害 を想定した原子力防災訓練を行う事にしております。 なお、詳細については、以下のとおりです。

#### (1) 地震を想定した総合防災訓練

#### ①「防災の日」政府本部運営訓練

首都直下地震を想定し、9月1日に新たに策定した「首都直 下地震応急対策活動要領」に基づき、災害発生時の首都中枢機 能の継続性の確保等の地震災害応急対策の実施体制の確保を図 る訓練を実施します。

#### ②政府総合図上訓練

東海地震(突発的に発生した場合)を想定し、平成19年1月 に、主として政府本部事務局の業務について訓練を実施してそ の業務遂行能力の向上を図るとともに、併せて現地本部を通じ た関係地方公共団体との連携について検証を行います。

#### ③現地訓練

八都県市合同防災訓練として、9月1日に東京都において訓 練を実施します。

静岡県総合防災訓練と連携して、9月1日に静岡県浜松市に おいて訓練を実施します。

近畿府県合同防災訓練と連携して、10月に京都府において訓 練を実施します。

#### 4)津波防災総合訓練

東南海・南海地震による津波を想定し、7月に徳島県におい て訓練を実施します。

#### (2) 水害対処訓練

台風等の水害により、大河川が破堤し、大規模な水害が発生 したことを想定した図上訓練を実施します。

#### (3) 原子力災害を想定した原子力防災訓練

四国電力(株)伊方発電所における事故を想定して、10月下 旬に訓練を実施します。



■平成17年度総合防災訓練のもよう

# 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改訂

#### 災害時要援護者の避難支援対策の取組み

災害時要援護者の避難対策については、平成17年3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を取 りまとめたところですが、要援護者情報の収集・共有 などガイドラインに沿った取組みの促進を図って行く ためには、避難所における要援護者への配慮や関係機 関等の間での連携を進めていくことが重要です。

このため、同年9月に有識者からなる「災害時要援 護者の避難対策に関する検討会|を新たに立ち上げ、 現地調査等で明らかになった避難所での支援など各種 課題への対処方策について検討を行い、検討報告を取 りまとめました。併せて、同ガイドラインも改訂し、 これらの検討成果を盛り込むとともに、先進的な取組 み事例の追加等を行いました。

#### 改訂版ガイドラインの主な内容

検討会においては、平成16年10月に発生した新潟県 中越地震や平成18年豪雪等における状況等を踏 まえながら検討を進め、①避難所における要援 護者用窓口の設置、②災害時における介護保険 関係業務等の福祉サービスの継続、③要援護者 避難支援連絡会議 (仮称) を通じた連携の構築、 ④災害時要援護者情報の収集・共有に関する関 係機関共有方式(旧:共有情報方式)の積極的活 用などを盛り込んだ報告書を取りまとめました。

この検討報告を踏まえ同ガイドラインを改訂 し、①情報伝達体制の整備、②災害時要援護者 情報の共有、③災害時要援護者の避難支援計画 の具体化の3項目の充実を図るとともに、新た に、④避難所における支援、⑤関係機関等の間 の連携の2項目を追加しました。

具体的な対策としては、避難所において要援 護者用窓口を設置し、要援護者からの相談対応、 確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する こと、その際、女性や乳幼児のニーズを把握す るため、窓口には女性も配置することを掲げて います。

また、発災による居住環境の急激な変化、孤 立や孤独の不安が解消されるよう、災害時にお ける福祉サービスの継続を確保する必要があ り、要援護者避難支援連絡会議(仮称)等を通 じ、市町村の災害時要援護者支援班、医療機関、 保健師、社会福祉協議会、介護保険関係者、自 主防災組織、民生委員、障害者団体、関連企業、ボラ ンティア、NPOなど様々な関係機関等の連携を深め ることとしています。さらに、要援護者情報の共有を 図るため、関係機関共有方式(個人情報の避難支援体 制の整備のための目的外利用・第三者提供)の積極的 活用などを呼びかけています。

#### 今後の取組みについて

これらの検討成果と「災害時要援護者の避難支援ガ イドライン | については、策定後直ちに内閣府、消防 庁、厚生労働省の連名で地方公共団体へ通知するとと もに、本年4月21日に開催された中央防災会議に報告 しました。

今後は、各種会議・研修を通じて浸透を図るととも に、市町村を中心とした災害時要援護者の避難支援体 制の整備に向けた取組みを関係府省が連携して更に支 援していくこととしています。

#### 災害時要援護者の避難支援ガイドラインの概要

#### <平成17年3月策定版>

#### 課題1 情報伝達体制の整備

対策:避難準備情報の発令、災害時要援護者支援班の設置

#### 課題2 災害時要援護者情報の共有

対策:同意・手上げ・共有情報方式による要援護者情報の収集・共有 等

#### 課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

対策:要援護者一人ひとりの避難支援プランの策定

#### 「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」での検討

#### <平成18年3月改訂版>

#### 課題1 情報伝達体制の整備

対策:インターネット、災害用伝言ダイヤル等、多様な手段の活用に 通信の確保 等

#### 課題2 災害時要援護者情報の共有

対策:関係機関共有方式(個人情報の避難支援体制の整備のための目的 外利用・第三者提供)の積極的活用 等

#### 課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

対策:防災に強いまちづくりの重要性の明確化

#### 課題4 避難所における支援

対策:避難所における要援護者用窓口の設置、福祉避難所の設置・活用
新規 の促進 等

#### 課題5 関係機関等の間の連携

対策:福祉サービスの継続(BCP)、保健師・看護師等の広域的な応援、 要援護者避難支援連絡会議(仮称)の設置 等

充実

YWN

充実

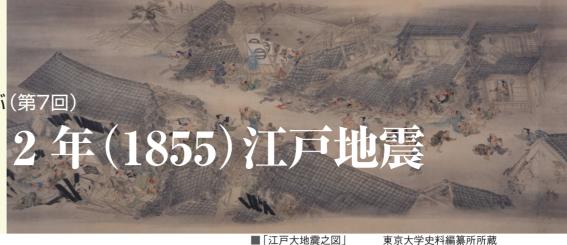
422

充実

HAN

新規

過去の災害に学ぶ(第7回)



#### はじめに一江戸地震の概要一

安政江戸地震は、安政2年10月2日夜四ッ時(太陽 暦では、1855年11月11日21時30分ごろ) に発生した。 震央は東京湾北部、地震の規模はM7.0~7.2、震源の 深さは40~50kmと考えられる。

被害は江戸市中を中心に埼玉、千葉そして神奈川県 に及んだ。しかし、震度6以上の激甚な地震動の地域 は、江戸市中とごく周辺の町々にとどまった。死者数 は、地震動による家屋の倒壊と火災により、丸の内、本 所、深川などで確認された人数が7.000人を超すとさ れる。しかし、実際はそれ以上にのぼると考えられる。

安政江戸地震から今年で151年目となる。この間、 安政江戸地震と同じようなタイプの東京直下の地震と しては、明治東京地震(1894年)のようなやや規模の 大きなものもあったが、被害はかなり小さい。150年 以上もの間、震度6強を与えた直下の地震が発生して いないことは、次の大地震を考えなければいけない時 期にきていることになる。

#### 江戸市中の被害

大名小路 (現在の大手町、丸の内)、本所 (現墨田 区西部)、深川 (現江東区南部) そして吉原など軟弱 な地盤では、多くの家屋が倒潰した。

和田蔵門前、老中阿部伊勢守(福山藩)上屋敷をは じめ小笠原左衛門佐(越前勝山藩)上屋敷、松平相模 守(鳥取藩)上屋敷では住居半潰、長屋皆潰の状況で あった。増山河内守(伊勢長島藩)上屋敷にいたって は、住居は残らず潰れ、門はほとんど潰れた。さらに、 西の丸下、馬場先門内(現皇居外苑)では、老中牧野 備前守(越後長岡藩)上屋敷、酒井右京亮(越前鞠山 藩) 上屋敷では住居全半潰、長屋皆潰の状況であった。 P13の『大都会震焼双六』(「懐溜諸屑」十一) には、 各地の被害が的確に描かれており興味深い。

本所では、津軽越中守(津軽藩)上屋敷(現墨田区 緑図書館) は御殿、屋敷など半潰れ、南の長屋残らず 潰れ、という状況であった。また、尾上町(両国)の 料理茶屋中村屋は、風流な尺角柱の二階建てであった が、潰れて即死のものが多く出た。歌舞伎役者中村鶴 蔵(後の三代目仲蔵)もひいき客の招待でこの場に同 席。客とのやりとりに、二つの大きな揺れが入り、地 震の震源が深いとする考え方を引き出した。

深川の老中久世大和守(関宿藩)下屋敷(現清澄庭 園)では、住居、内・外長屋4棟、土蔵3か所皆潰で あった。また、三十三間堂(富岡町)は1/3を残して、 潰れてしまった。

これらの地点は、日比谷の入江を埋立てたところで あったり、隅田川の氾濫原を17世紀中期以降に開発し たところであった。軟弱な地盤では、地震動は増幅さ れ、建物の倒潰や地割れなどの被害を引きおこした。

一方、江戸の前島に位置する、日本橋から京橋、新 橋では、大きな被害とはならなかった。西河岸(現千 代田区八重洲)の家主、城東山人は自宅にいた。周辺 では土蔵は崩れたが、家々は庇が落ちて、傾いただけ ですんだ、と記録している。

この様子は、日本橋、江戸橋などでも同じであった。 台地上でも同様な状況であった。松平伯耆守(丹後 宮津藩)上屋敷(現霞ヶ関、財務省)では、住居と長 屋は所々損、土蔵は7か所大破、そして土塀が震い潰 れた。また、井伊掃部頭(彦根藩)上屋敷(現永田町、 憲政会館)では、表長屋の塀が所々損、表門は無事、 ということで、大名小路の様子とは大きく異なった。

この江戸市中の被害の様子を、さきの城東山人は 「今度の地震は、高地はゆるく、低地はきつい揺れで あった。その様子は青山、麻布、四谷、本郷、駒込の 辺りの高地はゆるく、御曲輪内、小川町、小石川、下 谷、浅草、本所、深川の辺りは大きな揺れであった。 これは自然の理である。」(『破窓の記』)。この言葉は、 被害の状況を正確に言いあてている。同様に『大都会 震焼双六』の絵も的確であったということができる。

#### 関東地方の被害

江戸市中の低地は激甚な揺れに見舞われたが、周辺 の村々は家の庇が落ちるなどの軽微な被害ですんだ。 水戸市内では、「莃なる大地震」と感じるくらいの揺 れで、土蔵のはちまき、瓦屋根の一部落下、そして女 性などは歩行困難をきたした(『大高家日記』)。佐倉

城(現千葉県)内では屋根瓦の落下、土塀の転倒、地 割れがあった(『年寄部屋冒記』)。藩内の村々では百 姓家の潰れ、破損285軒が記録されているが、かなり 広い範囲のことで具体的な村名までは特定できない。

神奈川宿では本陣や旅籠も多く潰れ、半潰れの状況 であった。また、片瀬村 (現藤沢市) にあった陣屋が 大破したことが記録されている。詳しい被害の内容は 記されていないが、大工・木挽・家根師・左官などを 手配した様子が窺える。

首都圏でも軽微な被害が生じていたことが確認され るが、その範囲は水戸市、熊谷市、小田原市の枠を出 ない。それらの地点でも、具体的な被害が記録されて いないことが多い。

そして、この地震の有感範囲は、北は青森市、西は 大阪府、京都府北部に及ぶ。

#### 火災の発生

火災は市中の30数か所から起り、大名小路、吉原、 本所、深川そして京橋で延焼した。地震の後、10月4 日から町奉行井戸対馬守の指示で調査が行われた。そ の詳細なまとめが『安政地震焼失図』として残されて いる。その図面を基に焼失した面積を算出すると、 1.5km²となることが明らかになった。この面積は、東 京ドームの32倍の広さにあたる。

地震のあった10月2日は、午前中は小雨、午後には 止んで、夜にはわずかに風が吹いていた。また、四ッ時 の地震であったことから、市中の人の多くは寝床に入っ ていた。このように延焼を抑える気象状況と時間であっ たにもかかわらず、これだけの地域が焼失してしまった。

火災の発生した場所は、地震動の烈しいところとほ ぼ一致するが、京橋は江戸の前島と呼ばれる地盤の固 いところであり、揺れは大きなものではなかった。そ れにも関わらず、0.15km²が焼失した。これほどの大 火災となった理由は、明らかにされていない。

一方、地盤の柔らかい水戸藩上屋敷(現後楽園)は 烈しい揺れに襲われた。そこで、火災の発生を食い止 めた女性がいた。女性の名は西宮秀、前藩主水戸斉昭 公の奥方に使える立場の人である。彼女は地震のすぐ 後、周囲が落ち着くのを見計らい、「御殿へ引き返し、 御手あぶり、御あたため、火鉢など火の本あぶなく、 そのまま御泉水へ投げ込み、金魚や緋鯉はふびんに思 うけど、致し方ない」(『落葉の日記』) と、とっさの 行動に出たのである。とにかく、水戸藩屋敷からは、 火災は出さずにすんだのである。

#### 地震防災への教訓

幕府は地震後すぐに、炊出しなどの救済措置をとるこ とになる。その様子については、当時南町奉行所与力・ 佐久間長敬の記録が詳しい。茅場町(現中央区)の屋敷 で地震に合った長敬は直ぐさま奉行所(現有楽町)へ急 いだ。奉行所では、短時間のうちに与力・同心が集まっ た。早速評議し、9項目の対策を短時間のうちに決め、 早速実行に移していった。

そのうち現在でも重要と思われるものを、以下に3項 目あげる。

- 1. 被災民への炊き出し握飯の配布のこと
- 2. 御救小屋を建てること
- 3. 怪我人を速やかに救療すること

御救小屋は浅草雷門前、上野山下、 深川海辺新田、深川永代寺そして幸 橋門外の5か所に建てられた。

また、吉原では1.000人あまりの死 者が出た。その多くは唯一の出入口、 大門に殺到したためであった。遊郭は 遊女が逃げ出さないよう堀に囲まれて いた。そこには、緊急時に下りる反り 橋が数か所にあったが、この時には下 ろすことができなかった。破損してい たのか、錆ついていたのか、事実はわ からない。多くの人の集まる場所の増 えた現在、この経験が生かされること を望みたい。

(株) 防災情報サービス 中村 操 「災害教訓の継承に関する専門調査会 | 小委員会委員(安政江戸地震分科会委員)



■「大都会震焼双六」(「懐溜諸屑 | 十一)

国立歴史民俗博物館所蔵



### 伊豆東方沖での地震活動

3月末から5月にかけて日本列島では、相次いだ動きの遅い寒冷低気圧の影響で、西日本および北日本太平洋側、東日本の日本海側で多雨となり、特に西日本では、4月10~11日にかけて、4月としては記録的な大雨となりました。

また、4月17日ころから始まった、伊豆半島東方沖を 震源とする地震活動は、一時低調となりましたが、5 月に入ってからも時々、有感地震が起きています。

○4月21日2時50分頃:震源の深さ約7km、マグニチュード5.8 (暫定値)

震 度 4:東京都伊豆大島町、利島村、神奈川県小田 原市、真鶴町、静岡県熱海市、伊東市、下

田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河

津町

人的被害:大和市(震度2)軽傷1名、湯河原町(震

度3)軽傷1名、伊東市(震度4)軽傷1名物的被害:伊東市内:水道管漏水6戸、落石1件、ブロ

ック塀倒壊1件

○4月30日13時10分頃: 震源の深さ約6km、マグニチュード4.5 (暫定値)

震度5弱:静岡県熱海市

○5月2日18時24分頃:震源の深さ約15km、マグニチュ

ード 5.1 (暫定値)

震 度4:神奈川県横浜市、厚木市、真鶴町 静岡県熱海市、伊豆市、伊豆の国市

## 海外の災害

イラン中西部(テヘランから南西約350km)において、イラン時間 3 月30日19時47分(日本時間31日 1 時17分)マグニチュード4.7、31日 4 時47分(日本時間31日10時17分)マグニチュード6.0などの地震が相次いで発生しました。 4 月 6 日現在、この地震による死者63名、負傷者1,264名が確認されているほか、330の村落、15,000世帯が被害を受けています。

外務省はイラン国政府より、緊急援助物資の支援要請を受け、テント20張、毛布(寒冷地用)1,000枚など、約1,000万円分の緊急援助の実施を決定し、物資は、現地時間4月4日にイラン政府へ引渡たされました。

また、5月4日0時26分ころ(日本時間)、トンガ付近(南緯19.9°、西経174.2°)を震源とするマグニチュード7.8の地震が発生しました。

この地震について、気象庁は3時25分に、「日本の沿岸では若干の海面変動があるかもしれませんが被害の心配はありません」との情報を発表しました。この地震により、トンガのヌクアロファ、アメリカ領サモアのパゴパゴ、ニュージーランドのニウエなどで0.2mの津波が観測されました(4時30分現在)。

# 平成18年豪雪による被害と対応等(続報)

#### 今冬(平成17年12月~平成18年3月)の特徴

昨年12月から1月上旬にかけて、日本海側を中心に 暴風を伴う大雪となり、日本海側では記録的な大雪と なりました。12月からの度重なる大雪により、新潟県 津南町では2月5日、これまでの最大記録を超える 416cmの積雪を観測したほか、12月~3月の間、積雪 を観測している339地点のうち23地点で、これまでの 積雪の最大記録を更新しています。

なお、3月に入ると各地で融雪により積雪量は徐々に減少しましたが、山沿いでは平年より積雪の多い状態が続き、3月末にも北日本では風雪が強く、西日本ではサクラの開花後の季節外れの降雪となりました。4月に入ってからも、降雪の深さ(月合計)、月最深積雪ともに、北日本、東日本の日本海側の山沿いなどで多くなっています(以上、気象庁調べ)。

気象庁が「平成18年豪雪」と命名した(3月1日) この豪雪により、死者・行方不明者数では昭和38年豪 雪(231名)等に次ぎ、戦後3番目の被害となる151名 の方が屋根の雪下ろしなど除雪中の事故や落雪などで 亡くなられたほか、家屋の損壊や交通障害、停電など、 多数の被害が発生しました。

#### 主な被害の状況

大雪に伴う雪崩 (93件) や地すべり (13件)、土石流 (5件)、がけ崩れ (15件) が発生 (4月1日10時現在国土交通省調べ) するなど、全国の27県で、死者 151名、重軽傷者2,136名、全半壊住家44棟、一部破損 4,661棟、床上・床下浸水123棟などの被害が発生しています (4月17日17時30分現在、消防庁調べ)。屋根の雪下ろしなどの除雪作業中に亡くなられた方が112名と多く、とりわけ65歳以上のご高齢の方が65%と多くなっています。



# 平成18年豪雪を振り返っ 新潟県中魚沼郡津南町役場総務課総務班

望む(5月9日撮影)

#### わたしたちの町「津南」

津南町は、新潟県の最南端に位置し、長野県と隣接 する人口約12,000人の町です。総面積は170.28km²あり、 約3分の2は林野が占め、その中に80もの集落が点在 し、西から信濃川が貫流する雄大な河岸段丘に発達し た町です。

#### 平成18年豪雪

今回の豪雪の特徴は、たくさんの雪が、早い時期に 短期間で継続的に降ったということです。最大積雪深 平均281cmに対し、本年が362cmと80cm以上も多く、 時期を見ても例年では2月上旬から中旬にかけて最大 積雪深を記録するのに対し、本年は1月12日に記録し、 例年に比べ約1か月も早く雪が積もりました。また、 12月だけの累計降雪量は9mを越え、昭和38年から観 測を始めて以来最高の積雪量を記録しました。

#### 町の対応

このような状況の中、町では12月27日に豪雪対策本 部を設置し、宿日直体制を組み、情報の収集を行い、 警戒態勢を強化しました。年明けの1月5日には県の災 害救助条例が、翌6日には災害救助法が適用され、自 衛隊も6日間にわたり派遣され、公共施設の除雪や集 落内の危険除去作業が展開されました。

8日には、20年以上通行止めとなったことがなかっ た国道405号が、雪崩発生の危険性があるということか ら通行止めとなってしまいました。405号は、津南町南 部から長野県栄村に至る道で、冬期間はこの地域への 唯一の生活道路となります。その生活道路が寸断され、 長野新潟両県あわせて10集落193世帯501人もの方が一 時孤立の状態となりました。幸いにも電気や電話等の ライフラインは確保されており、食糧や燃料について も備蓄がされておりました。万が一の場合に備え、緊 急ヘリポートを雪上に整備し、長野新潟両県の協力に より、医療チームを孤立した集落へ派遣し、医療の面 でもケアをすることができました。その後、懸命な危 険除去作業により、段階的に通行可能時間が拡大され、 3月21日に通行規制全面解除となりました。

また、高齢者世帯や身体障害者世帯等では屋根の除 雪は困難です。そこで、町内のそれらの世帯に対して、 毎年、要援護世帯除雪事業として除雪費の補助を行っ ています。今年は、例年よりも補助の回数を2倍に増 やし迅速な対応を図りました。さらに、県から除雪機 械の貸与を受け、山間地域を中心に要援護世帯の除排 雪作業を実施することができ、とても大きな支援とな りました(P3のグラビアの写真もご覧ください)。

今冬の雪の被害については、幸い住家については半 壊や全壊はありませんでした。人的被害については、 12月中に2人の方が雪による事故で亡くなっており、 負傷者は重傷8人、軽傷1人となっています。特徴と しては、高齢の方が被害にあうことが多く、5人の方 が屋根の除雪中の事故によって怪我をされています。

#### 克雪・利雪・友雪

今冬の豪雪により一躍全国に名を馳せた?当町です が、現在は桜が咲き、春がやってまいりました。時に 白魔となる雪ですが、私たちにもたらす恵みは計り知 れません。町を潤す豊富な水、大地の恵みであるお米や 高原野菜。そして雪まつりやウインタースポーツ等々、 雪は私たちの生活の中で必要なものとなっています。

地域を雪害から守る努力、そして雪と仲良く暮らし ていく方法を探していくことが私たちの愛する故郷を 支える柱となると考えております。

最後になりましたが、今冬の平成18年豪雪に際しま して、全国の皆様からたくさんの励ましのお心をいた だき、厚く感謝申し上げます。お寄せいただいたお気 持ちは、豪雪の克服と町民の福祉の向上のために大切 に活用させていただきます。ありがとうございました。



■雪の中、孤立集落へへり搬送される医療チーム

## 大規模災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会について

阪神・淡路大震災が発生してから11年が経過しま した。阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害対策 基本法が改正され、政府の緊急災害対策本部、非常 災害対策本部に現地対策本部を設置することができ ることとされました。

その後、平成12年3月の有珠山噴火に際し、国は、噴火開始後直ちに現地対策本部を設け、被災地方公共団体と一体となって応急対策を進めました。また、平成16年10月の新潟県中越地震に際し、発災当日に現地連絡調整室(同月25日からは現地支援対策室)を立ち上げ、中央本部と被災地との連絡調整にあたりました。

このように、大規模災害においては、国が現地対 策本部、現地支援対策室等の現地組織を被災地に立 ち上げ、国、都道府県、市町村等を中心に関係機関 等が連携しつつ、災害応急対策を進めていくことが 重要となっています。

そのため、内閣府では、有識者からなる検討会を 立ち上げ、学識経験者、関係省庁、地方公共団体等 のさまざまな関係者等とともに、平成12年3月に発 生した有珠山噴火や平成16年10月の新潟県中越地震 等の現地組織を立ち上げて災害対応を進めた事例等 も踏まえながら検討を進めてきました。

そして、平成18年3月、大規模災害時における国の現地組織の意義を明らかにし、現地組織の意義を十分に発揮させるための取組みの方向性を盛り込んだ報告書を取りまとめました。

本報告書の特にポイントとなるのは、以下の事項 です。

#### ● 総合的かつスピーディーな現地組織の設置

国は、大規模災害発生時に必要と認められる場合には関係省庁合同の現地合同情報先遣チームを派遣し、速やかに現地組織を設置すること。

#### 国の現地組織の運営能率の向上

国の現地組織には、後方支援業務を実施できる 職員を必ず含めること。また、各要員はローテー ション勤務とし、活動報告書等の作成を通じて、 関係者間で共有できるような仕組みを構築するこ とにより、国の現地組織の運営能率の向上を図る こと。



■検討会のもよう

#### ● 支援物資に関する広報活動と

#### 被災地支援の迅速化

支援物資を受け入れる場合は、効果的な広報活動を実施し、支援物資が被災地のニーズに合致するように取り組むこと。その際、支援物資が被災地を思いやる善意の表れであるために被災地方公共団体が言いにくいようなことについても、国の立場から全国に発すること。

また、災害対応経験が乏しい被災地方公共団体では、罹災証明の被害認定、災害救助法の運用等、大規模災害時における特有かつ膨大な制度や業務への対応に困難をきたすことが想定されるため、国は、過去の経験に基づき助言等を行い、被災地方公共団体の支援の迅速化に向けた支援を行うこと。

#### ● 人材の育成

実際の災害発生時を想定した実践的な研修・訓練を実施し、個人のみならず組織・体制としての対応能力や関係機関との連携能力の向上を図ること。また、こうした実践的な研修・訓練等の実施により、災害対応を担う専門家の育成を図ること。

これらの検討成果については、策定後直ちに地方 公共団体等へ通知し、国および地方公共団体は、本 報告書を基に、今後さらに被災地方公共団体の災害 対策本部の運営支援について検討を深めるととも に、人材の育成を着実に進め、将来の大規模災害時 における連携方策の向上に引き続き取り組んでいく こととしています。

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置法 に基づき、 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策に関する 国の基本的方針などを定めた「日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 が、平成 18年3月31日に中央防災会議で策定されました。

#### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進基本計画とは

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基 本計画 | (以下、「基本計画 | と言う。) は、平成17年9 月に施行された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に 係る地震防災対策の推進に関する特別措置法し(以下、 「特別措置法」と言う。)の規定に基づき、中央防災会議 が作成するものです。本年2月に、内閣総理大臣が1道 5県130市町村(その後市町村合併により平成18年4月 1日現在119市町村)を推進地域に指定したことを受け て、基本計画の作成作業が進められてきました。

#### 基本計画の概要

基本計画は、(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地 震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 の基本となるべき事項、(3)日本海溝・千島海溝周辺海 溝型地震防災対策計画の基本となるべき事項、(4)推進地 域における地震防災対策の推進に関する重要事項、の4 つの章からなります。各章の概要は以下のとおりです。

#### (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震 防災対策の推進に関する基本的方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震やその被害の特徴 をふまえ、推進する必要のある防災対策について定めて います。特に津波により大きな被害の発生が想定されて いることから、津波警報のより一層迅速な発表や提供さ れた津波警報の確実な伝達、避難地や避難路の整備、防 潮堤、堤防等の耐震点検および補強の実施等が重視され ています。また、「津波地震」への対策、沿岸地域の孤 立への対応、漂流物による災害等の二次災害の防止のた めの対策、広域的な津波防災対策を実施することとして います。さらに、建築物の耐震化、除雪体制の確保によ る冬季道路交通の確保、暖房設備の整備による避難生活 環境の確保等の取り組みが示されています。

#### (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推 進計画の基本となるべき事項

推進計画は指定行政機関、指定公共機関、関係地方

公共団体が各々必要な事項について定める計画です。 津波からの円滑な避難を確保するため、津波からの防 護のための施設の整備、津波に関する情報の伝達、避 難対策、防災訓練等について定めることとしています。

#### (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計 画の基本となるべき事項

対策計画は、基本計画の別表に示す区域内の法律、 政令に掲げる津波対策を講ずべき事業者が作成する計 画です。津波からの円滑な避難のため、津波警報等の 伝達に係る事項、火災の発生を防止するための必要な 措置等について定めることとしています。

#### (4) 推進地域における地震防災対策の推進に関する 重要事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策に係る調査 研究を推進するとともに、研究機関と行政機関の連携 を図ることとしています。このほか、国、地方公共団 体、指定公共機関、地域住民等が連携して、総合的な 防災訓練を実施することとしています。

#### 今後の予定

今後、基本計画を受けて、指定行政機関、指定公共 機関、関係地方公共団体は推進計画を、対象となる事 業者は対策計画をそれぞれ作成します。これらの計画 を着実に実施していくことを通じ、日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震対策を推進していきます。

#### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の概要

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別措置法

#### 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定` (平成18年2月20日)

『日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱』 を踏まえて(平成18年2月17日中央防災会議決定)

#### (中央防災会議)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 (平成18年3月31日中央防災会議決定)

- ○国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進に関する基
- ・津波防災対策の推進(津波避難対策、孤立対策、漂流物対策等) 積雪・寒冷地対策
- ○推進計画の基本となるべき事項
  - ・津波から円滑な避難確保のための措置
- 建築物の耐震化、施設の整備等年次計画を策定して実施
- ○対策計画の基本となるべき事項 ・津波に関する防災対策を講ずべき者
  - ・避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策
- ○推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項
- ・地震防災戦略の策定、実践的な防災訓練 ○津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域(推進地域の5道県
  - 119市町村\*中、5道県68市町村の沿岸部) ※推進地域指定後の合併により、推進地域は4月1日現在で5道県119市町村

### 推進計画の作成

対策計画の作成 (各府省庁、地方公共団体、日銀、 日赤等) (民間事業者等)指定から6か月以内

等

## アジア防災会議2006および第6回日韓防災会議を開催

去る3月14日から17日まで、韓国・ソウル市で 「アジア防災会議2006」が開催され、これに併せ て、3月16日、「第6回日韓防災会議」が開催され ました。内閣府からは、嘉数防災担当副大臣、武 田大臣官房審議官(防災担当)、西川災害予防担当 参事官などが出席しました。

#### 兵庫行動枠組の推進とフォローアップを目指し

アジア防災会議2006は、我が国をはじめ、ホスト国 の韓国、国連国際防災戦略 (UN/ISDR) 事務局、ア ジア防災センター (ADRC) などが主催したもので、 アジアなど25か国および関係国際機関などから146名 の防災関係者が一堂に会しました。本会議は、昨年1 月に兵庫県神戸市で開催された国連防災世界会議にお いて採択された、2015年までの各国の防災施策の指針 となる「兵庫行動枠組 (HFA) | の推進とフォローア ップを目的として開催されたもので、アジア各国のこ れまでの取組み状況の報告と、今後の実施方策につい て熱心な議論が繰り広げられました。



■「アジア防災会議2006 | 開会のあいさつをする嘉数副大臣

15日、韓国消防防災庁(NEMA) ムン庁長および 我が国の内閣府嘉数副大臣等のあいさつにより幕をあ けた同会議は、午後には参加国が5つのグループに分 かれ、各国のHFA実施状況と課題について真摯な討 議が行われました。

翌16日午前、防災および水文・気象関係者の連携に 係る公開フォーラムの中で、西川参事官から日本の取組 みの紹介が行われ、参加者の関心を大いに引きました。

16日午後から翌17日午前にかけては、HFA推進の ための各国、国連機関等による取組みなどの報告およ び討議が行われました。この中で、国および地域レベ ルのHFAの着実な進捗が確認された一方で、防災に 強い国・コミュニティの創造というHFAの目標をさ らに確実に実現するには、次に掲げる取組みが重要と の会議サマリーが取りまとめられました。

- (1) HFAの優先行動実施に対する支援
- (2) HFAの実施に向けた戦略的国内行動計画の策定
- (3) 下記を通じた、総合的かつ包括的な災害リスク軽 減の推進
  - (a) 開発政策への災害リスク軽減の組込み
  - (b) すべての災害局面への災害リスク軽減の組込み
  - (c) 早期警戒体制の強化と効果的な災害情報共有
  - (d) 女性、コミュニティ、NGO参画など各国共通 課題

この後、武田審議官およびムン庁長から閉会のあいさ つが行われ、3日間の会議は成功裡に幕を閉じました。

#### 日韓防災協力の推進

一方、日韓防災会議は、平成10年に当時の小渕総理 大臣と金大統領の合意に基づき開催が決定されたもの であり、今回が第6回目に当たります。我が国からは、 平成17年台風第14号への対応、平成18年豪雪による被 害等の状況および政府の対応、高齢者等要援護者の避 難支援について、情報提供しました。韓国側からは、 早期予警報体制、風水害保険制度について説明がなさ れた後、防災行政担当者の日韓交流について提案があ り、次回の日韓防災会議までに検討することで合意し ました。



■第6回日韓防災会議

防災という共通の課題に日夜取り組んでいる各国の 担当者が一堂に会し、経験や政策などの情報を共有し、 議論し、アイデアとして持ち帰り、そしてそれを自国 の防災施策の推進に役立てていくというのは非常に有 意義なことです。

また、我が国は、これまでの災害の経験と、これま でに作り上げてきた防災に関する高度な技術やノウハ ウを提供することを通じて、諸外国の「災害に強い国 づくり」に積極的に貢献しているところであり、今後 とも、防災分野における国際協力を積極的に推進して 参ります。

## 早期警戒に関する第3回国際会議



■津波対策への継続的支援を呼びかけるクリントン国連津波復興特使

去る3月27日から29日まで、ドイツのボンにおいて、 「早期警戒に関する第3回国際会議」(EWCⅢ) が開催され ました。内閣府から武田大臣官房審議官(防災担当)、西 川災害予防担当参事官等が出席したほか、津波防災の専 門家である今村東北大学教授らが日本から参加しました。

#### 世界で求められる早期警戒能力の向上

世界で大規模災害が頻発するなか、自然災害に対す る早期警戒能力の向上が強く求められています。2004 年末のインド洋地震津波災害では、同地域に津波早期 警戒体制が整備されていなかったことが教訓とされ、 その構築に向け、関係国の取組みとこれを支える我 が国を含む様々な国際支援・調整活動が進められて います。

自然災害に対する早期警戒は、昨年1月の国連防災 世界会議で採択された「兵庫行動枠組2005-2015」に おいて、防災に関する優先行動のひとつに位置づけら れており、また、昨年7月のG8グレンイーグルズ・ サミットでの「インド洋災害へのG8の対応及び災害 リスク削減に係る将来の行動しでは、自然災害リスク に対する世界的な早期警戒能力の向上への支援の必要 性が確認されました。

日本では、津波などの多様な災害に応じた早期警戒 体制を整備してきた知識と技術を最大限活用し、世界 に貢献するため、2005年10月、政府の関係省庁及び防 災関係機関からなる国際防災連絡会議早期警戒部会を 設置しました。

#### EWCIIの概要と成果

今回の会議は、1998年(独・ポツダム)、2003年

(独・ボン) に続く3回目の早期警戒に関する国際会 議として、国連防災世界会議で独政府より開催が表明 され、国連国際防災戦略(ISDR)の協力により開催 されました。会議では、「概念から行動へ」をテーマ として、132か国から1.250名以上が参加し、多様な災 害に対する早期警戒に関する具体的なプロジェクトの 提案を中心とする「プロジェクト・フォーラム」と、 最近の科学技術の研究開発事例が発表される「科学技 術シンポジウム|が同時並行で進められました。

プロジェクト・フォーラムでは、「地 | 「水 | 「大気 | の分野ごとに、CNNなどの国際メディアのニュース キャスターを進行役として、各国、機関の防災関係者 や研究者などによる活発な情報、意見の交換が進めら れ、早期警戒情報がエンドユーザーである人々の避難 行動に効果的に活用される体制づくりとコミュニティ での取組みの重要性が確認されました。

我が国からは、国際防災連絡会議早期警戒部会で取り まとめた「日本における早期警戒体制と国際協力の取組」 のパンフレットを説明、配布し、参加者の参考に供しま した (http://www.bousai.go.jp/kvorvoku/soukikeikai.pdf)。

また、会議には、クリントン国連津波復興特使(前 米国大統領)が出席し、インド洋における地震津波災 害からの復興や津波早期警戒体制の構築に向けた継続 的な支援を呼びかけました。我が国は、津波早期警戒 体制の構築に資金、知見、人的貢献で最大限の貢献を していることを説明し、クリントン特使ほか関係国・ 機関の参加者から感謝の意が表せられました。

最終日には、 会議議長を務 めたドイツ外 務省のデア局 長から、会議 最終ステート メントが発表 されました。 この中で、本



■クリントン国連特使と武田日本政府代表

会議が国連防災世界会議の兵庫行動枠組の具体化に貢献 するものとなったこと、また、本会議の成果として、① 会議中に発表された事例を含む早期警戒プロジェクト のデータベースを専用ホームページに掲載すること、 ②各国における早期警戒体制整備のための参考となる チェックリストが取りまとめられたことが示されまし た (http://www.ewc3.org/)。



## 地震防災対策特別措置法を改正

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律が、平成18年3月31日(一部の規定については、同年4月1日)に施行されました。地震防災上重要な施設等の整備に関する国庫補助率の嵩上げ措置の期限延長に加え、公立小中学校の体育館の耐震補強に関する国庫負担割合の嵩上げ、地震防災対策の戦略目標の設定、地震・津波に関するハザードマップの作成・周知といった新たな制度も導入され、今後、地震防災上重要な施設の整備等、地域における地震防災対策の一層の推進が図られることとなります。

#### 地震防災対策特別措置法の内容と経緯

地震防災対策特別措置法については、阪神・淡路大 震災の教訓を踏まえ、地震による災害から国民の生命、 身体及び財産を保護するため、平成7年に衆議院災害 対策特別委員会提出により制定され、同法に基づき、 各都道府県において地震防災緊急事業五箇年計画(以 下「五箇年計画」と言う)に基づく地震防災上重要な 施設等の整備や地震に関する調査研究の推進が図られ ているところです。

この五箇年計画は、避難地、避難路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する5か年の計画であり、第1次五箇年計画(平成8-12年度)では、全体で約14兆1千億円の事業が実施されたほか、第2次五箇年計画(平成13-17年度)についても平成17年度(第2次五箇年計画終了年度)までに約9兆8千億円の事業が実施されてきたところです。

今般、地震防災上重要な施設等の整備状況や最近の 地震発生状況等に鑑み、地震防災対策を充実強化する ため、第164回国会において、衆議院災害対策特別委 員会提出により本法が改正され、平成18年3月31日に 可決、成立し、同日(一部の規定は同年4月1日)に 施行されました。

#### 地震防災対策特別措置法改正のポイント

具体的には、地震防災上重要な施設等の整備に関する国庫補助率の嵩上げ措置の有効期限が平成23年3月31日まで5年間延長されるとともに、次代を担う子供たちの学習活動の場であり、地震発生時には地域住民の避難場所としても活用される公立小中学校等の非木造屋内運動場(体育館)の耐震補強を一層促進するため、新たに国庫負担割合が従前の1/3から1/2に引き上げられました。

また、戦略的に地震防災対策を推進するため、都道 府県が都道府県地域防災計画において被害想定の実施 とその被害軽減のための対策の実施に関する目標の設 定を推進するとともに、地方公共団体が地震・津波に 関するハザードマップを作成し、住民への周知・徹底 を推進することとなりました。

これにより、各都道府県において、平成18年度を初年度とする第3次五箇年計画が作成され、地震防災対策の一層の推進が図られることとなります。

#### 地震防災対策特別措置法の改正概要について

#### 1. 国庫補助率の嵩上げ措置の適用期間の延長 (2回目の延長)

#### 改正内容

- 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく一定の事業<sup>(※)</sup>に係る国庫補助率の嵩上げ措置の適用期間を平成23年3月31日(現行:平成18年3月31日)まで5年間延長
  - (※)消防用施設の整備、木造の社会福祉施設の改築、公立小中学校 等の校舎の補強等

#### 2. 公立小中学校等の屋内運動場(体育館)の補強に 係る財政支援の充実

#### 改正内容

○ 公立小中学校等の「屋内運動場」(体育館)の補強について「安心・安全な学校づくり交付金」を交付する場合には、国の負担割合が1/2となるよう交付額を算定(現行の補助率は1/3)

#### 3. 地震防災対策の推進に関する目標の設定

#### 改正内容

#### 都道府県地域防災計画

○ 被害想定の実施と被害 軽減のための対策に関 する長期目標(10年 程度)の設定に務める

#### 地震防災緊急事業五箇年

計画

○ 長期目標を踏まえ、緊 急に実施すべき事業を 選択し、計画を策定

#### 4. 地震・津波ハザードマップの作成・周知

#### 改正内容

- 都道府県及び市町村は、地震・津波により想定される被害 をハザードマップ等により周知させるよう努める
- 市町村は、地震災害情報、津波予警報の伝達方法や避難場 所等の避難方法を周知させるよう努める



## 平成17年における特定地域に係る激甚災害の指定等について

「平成17年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」及び「平成12年から平成16年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」が、平成18年3月10日に公布・施行されました。

#### 「平成17年における特定地域に係る激甚災害及び これに対し適用すべき措置の指定に関する政令

今回、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、政令において激甚災害として指定した災害は、延べ32市町村(実数29市町村)の区域に係る13の災害です。災害の種類ごとの災害数は以下のとおりです。

災害の種類ごとの災害数		
豪 雨	5 災害	
融雪	3 災害	
地滑り	3 災害	
地震	2 災害	

今回の政令においては、これらの激甚災害に対する 適用すべき措置として次のものが指定されました。

- (1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政 援助等(法第2章)
- ・2 災害 9 市町村(延数)(9 市町村(実数))に適用

河川、道路等の公共土木施設、公立学校、児童福祉施設等の災害復旧事業等について、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、児童福祉法等の根拠法令に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

#### (2)農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例(法第5条)

・11災害23市町村(延数)(20市町村(実数))に適用

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

- (3)小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への 算入等 (法第24条)
- ・13災害32市町村(延数)(29市町村(実数))に適用

公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設及び林 道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額 未満の小規模なものについて、当該事業費に充てる ため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基 準財政需要額に算入する。 「平成12年から平成16年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚 災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定 に関する政令の一部を改正する政令」

三宅島の火山現象による災害については、平成15年3月に「平成12年から平成14年までの間の三宅村の火山現象による災害」を局地激甚災害に指定しました。その後、平成15年以降においても災害が継続中であることから、平成16年3月、平成17年3月にそれぞれ災害の期間を1年間延長しましたが、平成17年においても依然として災害が継続中であるため、今回、災害の期間をさらに1年間延長し、「平成17年まで」としました。

また、今回より、森林災害復旧事業に対する国の補助措置を新たに適用することとしました。

#### <適用措置>

- (1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政 援助等(法第2章)
- (2)農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例(法第5条)
- (3)森林災害復旧事業に係る補助(法第11条の2)

都道府県、市町村、森林組合等が、森林を復旧する ために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐 採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、 国が事業費の補助を行う。

(4)小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への 算入等(法第24条)

#### <参考>

今回の2政令は、特定地域において甚大な被害を受けた市町村に対し法を適用する「局激」に分類されます。

「本激」:全国を単位として積み上げられた被害額を基準として指定された激甚災害

「局激」:「本激」の指定基準には該当しない災害であって、ある特定の地域における被害額を基準として、地域を限定(市町村単位)して指定する激甚災害



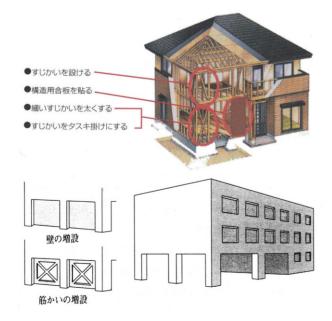
## 平成18年度税制特例措置及び融資制度の新設

平成18年度において、以下の税制特例措置や融資制度が新設されました。

#### 税制特例措置

- (1) 住宅等の耐震改修促進税制(所得税、法人税、固 定資産税)
- ①平成18年4月1日から平成20年12月31日までに、一定の区域内<sup>(\*\*)</sup> において、旧耐震基準(昭和56年以前の耐震基準)により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額(20万円を上限)を所得税額から控除する。
  - (※) 住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域
  - ・『地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法』の地域住宅計画
  - ・『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促 進計画
  - ・住宅耐震改修促進計画 (地方公共団体が地域の安全を 確保する見地から独自に定める計画)
- ②旧耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事 (工事費用30万円以上のもの)を行った場合、当該 住宅の120㎡相当部分につき、固定資産税を最長3 年間2分の1に軽減する。
- ③特定建築物(事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物)については、耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、同法に基づく耐震改修に係

#### ~住宅等の耐震改修の具体例~



る指示を受けていないものを対象として、10%の特別償却ができる。

# (2) 地震保険及び建物更生共済等に係る保険料・掛金の特例措置(所得税、個人住民税)

居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険または共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金または共済金が支払われる地震保険契約について、国民の自助努力によって地震災害から個人資産(住宅、家財等)を保全する観点から、次のとおり、地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料または掛金の所得控除制度を創設する。

①地震保険料控除制度の創設(所得税、個人住民税)

平成19年分以降の所得税については地震保険料の全額(最高で5万円)、平成20年度分以降の個人住民税についてはその2分の1の額(最高で2.5万円)を、所得控除する制度を創設する。経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等は従前どおり適用し(所得税:最高で1.5万円、個人住民税:最高で1万円)、新制度適用分と合わせて所得税は最高で5万円、個人住民税は最高で2.5万円を所得控除する。

②建物更生共済等の共済掛金に係る所得控除制度の創 設(所得税、個人住民税)

平成19年分以降の所得税については建物更生共済 (農協)等の震災に係る共済掛金の全額(最高で5 万円)、平成20年度分以降の個人住民税については その2分の1の額(最高で2.5万円)を、所得控除す る。経過措置として、平成18年末までに締結した長 期損害共済契約等に係る共済掛金等は従前どおり適 用し(所得税:最高で1.5万円、個人住民税:最高で 1万円)、新制度適用分と合わせて所得税は最高で5 万円、個人住民税は最高で2.5万円を所得控除する。

# (3) 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に係る課税標準の特例措置(固定資産税、都市計画税)

新潟県中越地震災害により減失・損壊した家屋および償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税および都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置を、地震発生日以後、平成20年度までの間に取得したものに限り講ずる。



#### 融資制度

#### 「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表を活 用した融資制度

中央防災会議「民間と市場の力を活かした防災力向 上に関する専門調査会 | で作成された、「『防災に対す る企業の取組み』自己評価項目表しにより、企業の防 災への取組みを評価することができることから、防災 の取組み強化を図る企業への融資基準としてこの項目 表を活用した日本政策投資銀行関連の融資制度を平成 18年度より創設。

本制度は、自己評価項目表の項目を中心に整理した

12の分野に基づき、新たな防災の取組みにより実現さ れる防災力を総合的に評価し、要件を満たすと認めら れた場合に、防災力の評価ランクに基づく適用金利を 決定し、低利融資を行うもので、計画・マネジメント、 生命安全確保、施設減災対応、バックアップ体制整備 などの防災対策に関する事業 (非設備資金を含む) が 対象となる。

すでに、4月に第1号案件として安田倉庫㈱の老朽 倉庫の更新、情報システムの二重化等の防災対応事業 に融資が実行されている。

#### ~~~~~~~~ 3月~5月の動き ◆~~~~~

- 3月22日 中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」(第7回)の開催
- 4月3日 中央防災会議「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」(第4回)の開催
- 4月13日 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第21回)の開催
- 4月14日 都市型震災対策関係省庁局長会議(第3回)の開催
- 4月21日 中央防災会議の開催
- 5月10日 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第22回)の開催
- 5月22日 中央防災会議「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」(第5回)の開催
- 5月27日 地震への対策を考えるタウンミーティング イン 仙台

#### ● 内閣府(防災担当)人事異動 ●

平成18年 3 月23日付	新	旧
参事官補佐	渡辺 雅巳	麻生 竜伸
(調整・首都直下担当)	防衛庁陸上幕僚監部運用局運用課から	防衛庁陸上幕僚監部副監察官へ
平成18年 3 月31日付	新	IΒ
防災通信官		
平成18年4月1日付	新	lB
防災通信官	川口 真司   国土交通省大臣官房付(国土技術政策総合研究所高度情報化研究センター情報研究官)から	
参事官補佐	関澤 信弘	椿本 和幸
(総活・訓練担当)	国土交通省河川局治水課長補佐から	国土交通省河川局治水課長補佐へ
参事官補佐(東南海·南海法担当)	中村 浩二	尾崎 友亮
併任参事官補佐(日本海溝周辺地震担当)	気象庁地震火山部地震予知情報課調査官から	気象庁総務部企画課国際室外事官へ
参事官補佐(地震防災情報	砂金 伸治	井上 隆司
システム担当)	国土交通省道路局企画課付(独立行政法人土木研究所基礎道路技術研究グループ主任研究員)から	国土交通省道路局地方道·環境課道路環境調査室課長補佐へ
参事官補佐 (調整担当)	森谷 修二 総務省行政評価局評価監視調査官(国土交通)から	両角 明   内閣官房内閣広報室(広報専門官(報道担当))へ
行政実務研修員	丸小野 高康	安竹 竜二
(総括担当)	宮崎県都城土木事務所から	宮崎県総務部危機管理局消防保安室消防担当へ
行政実務研修員	金子 雅也	及川 雅仁
(調査担当)	静岡県熱海土木事務所から	静岡県中部地域防災局防災企画課へ
行政実務研修員	三上 晴由貴	齋藤 賢一
(総括・訓練担当)	新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課から	横須賀市消防局防災課へ
行政実務研修員 (広域防災担当)	越智	松田 淳吾 兵庫県県土整備部県土企画局総務課へ
行政実務研修員 (調査担当)	中垣 宏隆 福岡県総務部行政経営企画課から	
行政実務研修員	西岡 俊彦	山田 周作
(総括・調整担当)	長崎県議会事務局総務課総務係から	長崎県危機管理防災課防災班へ
行政実務研修員	岡本 憲司	高橋 隆一郎
(総括・調整担当)	石川県健康福祉部厚生政策課から	名古屋市消防局予防部予防課へ
行政実務研修員	仲島 竜哉	浦川 稔弘
(総括・企画担当)	兵庫県神戸市みなと総局振興部振興課から	神戸市都市計画総局住宅部住宅整備課へ
平成18年4月5日付	新	旧
参事官補佐(情報集約担当)	諏訪 五月	丸山 直紀
併任防災情報官	警察庁長官官房人事課付(埼玉県警察本部警備部公安第一課長)から	警察庁生活安全局少年課課長補佐へ



第 33 号

2006年5月22日発行

#### 監修 内閣府(防災担当)

₹100-8969

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

(中央合同庁舎第5号館3階)

TEL: 03-5253-2111 (大代表) URL: http://www.bousai.go.jp



○地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車 ■30 出口より連絡通路へ